

自動車整備業エコ・ローン Q & A

1. 貸付基準

Q 貸付基準は？（連帯保証人・担保等）

A 保証人は原則代表者1名。担保については個別対応になります。商工中金が企業内容や収益状況などを総合的に判断し貸付条件を決定しますので、一律的な条件提示は出来ません。

2. 貸付金利

Q 貸付利率は？

A 商工中金所定の貸付利率から0.2%優遇した金利が適用されます。具体的な適用金利は商工中金が申込者の企業内容や保全状況等を総合的に判断し適用金利を決定しますので、組合から金利について説明することが出来ません。

3. 対象設備について

Q 省エネ・CO₂の削減基準はありますか？

A 数値基準は設けられていません。

Q 建設資材の効果に対する判断基準はありますか？

A 建設資材についても数値基準は設けられていません。省エネ・CO₂削減効果が期待出来る建設資材や断熱材などを利用したものであれば対象となります。

Q 解体業・钣金業や車両販売などを兼業している場合、その機器・設備は対象になりますか？

A 自動車整備事業を営むにあたって必要と認められる（兼業の）機器・設備は対象になります。但し、整備業とは明らかに関連しない兼業事業（例えばコンビニ、飲食店など）は対象外になります。

Q 事務所と一体となっている自宅、例えば2階部分が自宅となっている場合は対象になりますか？

A 自宅部分は対象外です。商工中金の貸付対象は事業資金に制約されています。

Q 建物着工の期限はありますか？（土地取得から建物着工までの期間）

A 建設用地を取得する場合、金融機関は建物取得費用やその投資効果（売上・収益）を検討し融資決定を行いますので、建物の建設が大幅に遅延する場合はその理由を求められます。当初より土地取得から建物着工までの期間が大幅にかかる場合などはその理由を良く説明し、その上で融資を検討してもらうようにして下さい。

Q 車両運搬用自動車は対象になりますか？

A 整備事業に必要な機器・設備として対象になります。

Q 車両運搬用の中古車両や中古の機械等は対象になりますか？

A 中古の機器等は省エネ効果が高いとは言えないので対象とはなりません。

Q 車検・整備期間の代車に使用する車両の購入資金は対象になりますか？

A 代車用車両は対象になりません。

Q 看板は対象となりますか？

A 看板でも省エネ・CO₂削減が期待出来るもの（LED使用など）、または、省エネ・CO₂削減が期待出来る建物や設備の付帯として設置（壁付け看板など）するならば対象になります。

Q 運転資金は対象にならないか。

A エコ・ローンの目的は「省エネ・CO₂削減に寄与する設備に対する金利優遇」が主旨ですので、運転資金は対象外です

4. 再融資

Q 一貸付の返済中に、新たに融資を受けることができますか？

A 前回の貸出の残高が残っている場合も借入は可能です。
融資金額や融資件数の制限はありませんので複数口となっても利用することが出来ます。